

橋本商工会議所HP
事業所紹介ページ
「はしナビ」



<https://www.hashimoto-cci.or.jp/archives/hashinavi>

- ・インボイス発行事業者の登録を受けた方へ
- ※インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間の課税売上高が一〇〇万円以下であっても、消費税の申告が必要ですよ。
- ※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、三年間、納付税額を売上げに係る消費税の二割とする入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。ただし、令和五年十月一日から令和十一年九月三十日について、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。
- 詳細については国税庁HPをご確認ください。
- 和七年分）
 - ・国民年金保険料納付証明書、国民健康保険料納付証明書（令和七年分）
 - ・源泉徴収票（給与、年金受給者の方）
 - ・医療費集計表（医療費控除がある方）
 - ・ご本人のマイナンバーカード（電子証明書が有効期限内）、被扶養者・専従者のマイナンバー
 - ※マイナンバーカードのパスワード

- ・ 三月十二日（木）
時間はいつでも午前十時〜午後四時まで
- ※都合により相談日が変わる場合があります。
- 相談対象
 - ・ 個人事業者の所得税
 - ・ 個人事業者の消費税
 - ※消費税軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が軽減税率（八％）と標準税率（十％）の複数税率ですので、事業者は税率ごとに区分経理を適切請求書発行事業者以外の特例が設けられています。二割特例については、国税庁HPをご覧ください。
 - ※消費税の仕入税額控除の要件
 - 一般課税の計算方式の場合、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が必要です。
 - 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外
 - ・ 令和五年及び六年分決算書と確定申告の控
 - ・ 所得計算に必要な売上仕入、諸経費などの書類（令和七年分の月別集計表など）↓集計作業は済ませてから来所願います
 - ・ 税務署からの確定申告お知らせハガキ
 - ・ 予定納税、中間納付の納付状況が確認できる書類
 - ・ 生命保険料、地震保険料の控除証明書、小規模

確定申告 提出期限 所得税は三月十六日(月)まで 消費税は三月三十一日(火)まで